

一人ひとりが交通ルールを守り、事故のない明るい地域づくりに努め ましょう。

問 市民安全課交通防犯係 ☎23-2227

運動の基本「高齢者の事故防止」

~高齢者の交通事故を防ぎましょう!~

▶ 高齢ドライバー(65歳以上)は 天候が悪いときや体 調がすぐれないときは運転を控えましょう。70歳以上の 人は高齢運転者マーク(もみじマーク)をつけましょう。

▶歩行者は 道路を横断するときは信号機や横断歩道 を利用しましょう。電動車いすの人は、歩行者と同じ ルールに従い安全に通行しましょう。

▶ 自転車は 急な進路変更はやめましょう。 横断するときは必ず止まり、前後左右の安 全確認をしっかりしましょう。夕暮れ時は 早めにライトを点灯しましょう。

▶夜間外出するときは

~30日

夜間は事故が多いので、用事 はなるべく明るいうちに済ませ ましょう。外出するときは、白 っぽい服装を心がけ、反射材な どを身に着けましょう。

運動の3つの重点

①夕暮れ時と夜間の歩行中・ 自転車乗用中の交通事故防止 (特に子どもと高齢者を中心として)

▶歩行者・自転車利用者は 夜間外出するときは白っ ぼい色の服や反射材を身に着けドライバーから見える ようにしましょう。歩行者は歩道(歩道がない道路は 右端)を歩き、道路を横断するときは、必ず止まって安 全確認をしましょう。自転車も反射材をつけ、必ずラ イトを点灯しましょう。

▶車の運転者は 市内では、免許取得経過年数「10年 以上」の交通事故が57%を占めています。自分の技術 を過信することなく、安全運転を心がけましょう。タ 暮れ時は、早めの点灯を心がけ、歩行者や自転車がい たら、徐行・一時停止を励行しましょう。

②後部座席を含むシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

チャイルドシートの着用率が年々低下しています。 乳幼児の事故原因で最も多いのは自動車同乗中の事故 です。また、後部座席死傷者の大半はシートベルト非 着用で、車外放出による死者も少なくありません。運 転者の責任で子どもにはチャイルドシートを、同乗者 にはシートベルトの着用を徹底しましょう。

平成18年上半期 大崎市の交通事故状況(前年比) 発生件数 351件 (+23) 死者数 5人 (±0) 負傷者数 456人 (+40) 高齢者(65歳以上)の事故 58件(+8) 高校生の事故 18件 (+7) 若年 (16~24歳) ドライバーの事故 67件 (-15) 飲酒運転による事故 7件(±0)

> 毎月1、15日は「マナーアップ強化の日」 毎月15日は「自転車交通安全の日」 毎月22日は「飲酒運転根絶の日」

③飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。ほんの一杯ぐらいという 軽い気持ちが、かけがえのない命と幸福な生活を 一瞬にして奪い去ります。 酒飲み運転追放「4(し)ない運動」の励行 ①飲んだら乗らない ②乗るなら飲まない ③乗る人には飲ませない ④飲む場所には車を持ち込まない

交通安全教室を開催しています!

市では、交通指導員による交通安全教室を開 催しています。手作りの紙芝居や寸劇、映画な どで楽しみながら交通ルールを学びましょう。

対象:子供会、親子クラブ、老人クラブなど、 主に子どもと高齢者 日時:月~金曜日(祝祭日、年末年始を除く) 午前9時30分~午後4時

*希望の開催日時、場所をご連絡ください。

商 市民安全課交通防犯係 ☎23-2227

「育成医療」、「精神通院公費」が統合類や年齢で分かれていた「更生医療」、「障害福祉サービス」と呼びます。「障害福祉サービス」と呼びます。	《訓練等給付》 適性に応じて、自立訓 管害者が地域で安心して暮らせる社 自立支援システム 自立支援システムは、「自立支援システム 自立支援システムは、「自立支援システム で、障害の程度区分により受けら て構成されています。 「自立支援給付】 「自立支援給付】 「自立支援給付】 「自立支援給付】 「自立支援給付】 「自立支援給付】	
自立支援システム	障害をもつ人たちの自立を	

自立支援給	付総合的にサポート	地域生活支援
 介護給付 ●居宅介護(ホ-ムハルブ) ●重度訪問介護 ●行動援護 ●重度障害者等包括支援 ●児童デイサービス ●短期入所(ショ-トステイ) ●療養介護 ●生活介護 ●施設入所支援 ●共同生活介護 	 訓練等給付 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助(パレーブホーム) 自立支援医療 (旧) 更生医療 (旧) 育成医療 (旧) 精神通院医療 (田) 精神通院医療 	 相談支援 コミュニケーショ 日常生活用具の給付 移動支援 地域活動支援センター 県の支援 広域支援 人材育成、ほか 障害福祉サー

サービ 利用	スの 融	認定通知	•	審査 · 判定	•	調査 (アセスメント)	+	相談・申し込み	必要性を総合	支給が決定され 市に申請し、市	障害福祉サ	援事業を実施します。
します。	サービスの利用を開始	。 その認定内容が えの認定内容が ます。	望などをもとに、サービる人の状況、申請者の要障害程度区分や介護す	きいサービスが必要な状 いいサービスが必要な状 らいサービスが必要な状	調査の結果をも	が行われます。 が行われます。		に必要事項を記入し、申望する場合は、申請用紙 社会福祉課に相談しま	必要性を総合的に判定するために、①障審査では、障害者の福祉サービスの	決定されます。 請し、市がその内容を審査し、 ビスを利用するには、利用者が	サービスの申請	(施します。

負担ルール^ば で、障害の 種 ま 費 り 担 】 障害福祉サービス 利用者負担 所得に応じて4つの区分に分けられ 負担上限が決められています。 -ル 種 類 区分(世帯の収入状況) 小共通となり 増類別ごとで 開設での食 市民税課税世帯 本人収入が年額 ります 80 万円を超える丿 市民税非課税世帯 本人収入が年額 しなす。 たっ。光 80万円以下の人 生活保護受給世帯 いれ水 たま費

問

詳

<u>社会福祉</u>

調問

わ

せ

だ

さ

1)

害福 合

祉係

3

23 6

0

2



れ種	害のある	に こう	ーし日い	障	10月1日完全施行
	害それぞれに法律が整備され、障害ののある人の福祉支援については、各障	これまで、身体・知的・精神に障害に完全施行されます。	日から段階的に施行され、十月一日い法律「障害者自立支援法」が四月	害者の自立支援を目的とした新	洋生され日にして、 身近な地域で 安心して暮らせる社会の 実現と自立・共生を
事業 ン支援	域の特性や個人県からの支援	【地域生活支援事業】	補装具を購入す 《補装具》 身体	され、共通の制	・ 共生を目指して
・ (ほか) -、 にか - ビス	の特性や個人の状況に合わせて支県からの支援を一部交えながら、地	事業】	補装具を購入するための費用を支給 《補装具》 身体機能を補い代替する	の制度になります。	 ① 共通のサービスを提供 ②「もっと働ける社会」の実現 ③ 身近な地域でのサービス利用 ④ 公平なサービス利用のための 手続きの明確化 ⑤ サービス費用をみんなで支え 合う制度

	額の上限 それぞれに	設定されて した ただし	【定率負担】 費負担」に分 1111日 111日	きの 費 福 社	などを行いた。
	月額負担上限額	10.0	分担	/13 位 サ	行います (把握、③ (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	37,200 円	す 侍 刮	サービス1は、「定素	ー ビ	。労サ動況にしゃ。
人	24,600 円	、 ごとに 月 祖	ビスの利田「定率負担」	スを	関ビ介障 すス護害
	15,000 円	上に	利担	利用	評利 、 度 価 用 居 区
	0円	額り	者 と 「 担 実	ビスを利用したと	に の 定 定 合 な の 一 定 分)の 握 聴 ど の の の の 一 で の の の の の の の の の の の の の の
		」かま	12 夫	C	 座 唿 こ の